

令和2年

第12回 農業委員会総会（月例会）議案

令和2年10月7日

前橋市農業委員会

令和2年 第12回 農業委員会総会 議事録

- ・開会日時 令和2年10月7日 午後1時54分
- ・閉会日時 令和2年10月7日 午後2時50分
- ・開催場所 前橋プラザ元気21 501学習室

・出席委員（23人）

1番 松田 智之	2番 小池 真澄	3番 須賀 民雄	4番 平野 豊一
5番 阿久津 昌枝	6番 井田 健	7番 坂本 忠	8番 横室 辰雄
9番 関 けい子	10番 伊能 良雄	11番 齋藤 禎	13番 矢端 晴美
14番 奥野 和子	15番 松島 敏男	16番 星野 和幸	17番 小堀 清
18番 関根 由彦	19番 澁澤 聖一	20番 青木 朱美	21番 深町 富士雄
22番 須田 一男	23番 石村 利夫	24番 江原 弘	

・欠席委員（1人）

12番 下田 将文

・事務局出席者

事務局長 本間 達雄      副参事 片貝 早苗      局長補佐 瀬戸 浩      副主幹 深澤 直純  
副主幹 内田 貴美      主任 篠崎 菜穂子      主事 小池 雪乃      臨時職員 宮田 厚子

・その他の出席者

農政課 主事 田所 鉄平      主事 菊池 和未

・付議事件

- (1) 議案第56号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について
- (2) 議案第57号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第58号 農地法の規定による許可の取消しについて（5条）
- (4) 議案第59号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について（5条）
- (5) 議案第60号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (6) 議案第61号 農地法第5条の規定による許可申請について

・協議事項

- (1) 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会への意見聴取について
- (2) 令和2年度農用地利用配分計画（案）について
- (3) 農地法第3条の規定による下限面積（別段の面積）の設定について

・報告事項

- (1) 農地法第3条の規定による届出書の受理状況について
- (2) 農地法第4条の規定による届出書の受理状況について
- (3) 農地法第5条の規定による届出書の受理状況について

(4) 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について

(5) 農地転用等の意見聴取の結果について



整理番号1番は、耕作面積40アール未満ですが、非営利法人の農地取得であり、農地法施行令第2条第1項第1号に定める、不許可の例外にあたります。

以上、整理番号1番、3番から7番までは、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしております。

議長

なお、7番については、現地・面接調査を実施しておりますので、調査班長の報告をお願いします。

23番委員  
(3班班長)

整理番号3条の7番、現地・面接調査案内図は1ページから20ページをご覧ください。

申請地は、県道四ツ塚原之郷前橋線の小坂子滝窪三叉路から北へ約900mに位置し、北側は宅地、西側は市道、南側は宅地と畑、東側は市道に面する、休耕農地です。面接には譲受人と代理人が来られました。現在は運送業をおこない、従業員は30人です。現在余裕が出来ましたので、かねてからの希望で農業に参入させていただくことになりました。自宅の目の前の所(約200m)を借りられ、指導者も近くにいる、幸いということです。本人と妻は農家育ちで、農家の手伝いを長くしていました。農業は、本人、妻と子の3人で行う予定ですが、アルバイト等も考えております。作付けはダイコンとネギを考えており、出荷先は、市場を予定しております。茂木町に所有地があり、4トン車に農機具を載せて15分です。農業を始めようと思ったのは、時間に余裕があり、目の前に休耕地があること、農業が昔からの希望であるからです。これがうまくいったら、今後、規模を拡大したいと思っていますとのこと。調査班としては、営農意欲や時間的余裕があり、周囲に影響が少なく、経験もあることを考え、許可相当と判断いたしました。

議長

以上で事務局の説明及び調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇(意見、質問等なし)

議長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番及び3番から7番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇(挙手)

議長

全員賛成でありますので、議案第57号・農地法第3条の規定による許可申請については、整理番号1番及び3番から7番までを許可とすることに決定いたします。

次に、議案第58号・農地法の規定による許可の取消し(5条許可)について、整理番号1番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

深澤副主幹

◇(議案書、地目、面積、取消し理由を朗読、説明)

議長

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇(意見、質問等なし)

議長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇(挙手)

議長

全員賛成でありますので、議案第58号・農地法の規定による許可の取消し(5条許可)については、整理番号1番を承認とすることに決定します。

次に、議案第59号・農地法の規定による許可後の計画変更申請(5条許可)について、整理番号1番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

深澤副主幹

◇(議案書、変更内容、地目、面積、契約内容を朗読、説明)

今回の申請面積が、当初許可を受けた面積より小さくなっていますが、当初許可を受けた面積の半分を、H29年に一般住宅で計画変更を行っています。今回の計画変更申請は、残りの

部分です。

- 議 長 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
- 6 番委員 平成11年の当初の許可について、地目畑で、どのような許可を受けていたのかわかりますか。都市計画法の許可について教えてください。
- 深澤副主幹 都市計画法の許可については、認識しておりません。当初については、小規模工場を建てたいとの内容で受けました。詳細については、把握しておりません。
- 6 番委員 平成12年に都市計画法の改正があったと思いますが、その前は既存宅地の制度があった期間かと思われます。もし、既存宅地の確認がされた土地であれば、小規模工場もあるかと思いますが、もし、既存宅地の確認を受けずにしたのであれば、用途がおかしいのでは。お願いですが、他法令から許可の見込みについて、農地の場合は、確認をしていただきたいと思えます。
- 深澤副主幹 この案件については、今回、計画変更申請と5条申請が出ています。建設内容については、再度5条許可申請で出てきます。当然、開発の手続きについても、許可になるかどうかを担当課に照会したうえでの審査です。
- 6 番委員 はい、わかりました。
- 議 長 その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
- 議 長 ◇(挙 手)  
全員賛成でありますので、議案第59号・農地法の規定による許可後の計画変更申請(5条許可)については、整理番号1番を承認とすることに決定いたします。
- 議 長 次に、議案第60号・農地法第4条の規定による許可申請について審議に入りますが、整理番号1番については、申請関係者に議席番号19番委員が該当しますので、19番委員の退室をお願いします。
- 深澤副主幹 それでは初めに、整理番号1番について、事務局の説明を求めます。  
◇(議案書、地目、面積、転用目的を朗読、説明)  
以上、整理番号1番は農地法第4条第6項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
- 議 長 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
- 議 長 ◇(意見、質問等なし)
- 議 長 ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
- 議 長 ◇(挙 手)  
全員賛成でありますので、議案第60号・農地法第4条の規定による許可申請については、整理番号1番を許可とすることに決定いたします。
- 深澤副主幹 それでは、議席番号19番委員の入室を許可します。  
次に、議案第60号・農地法第4条の規定による許可申請について、整理番号2番から4番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。  
◇(議案書・順次、地目、面積、転用目的を朗読、説明)  
以上、整理番号2番から4番までは、農地法第4条第6項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
- 議 長 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。  
◇(意見、質問等なし)

議 長                   ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号2番から4番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

                          ◇(挙 手)

議 長                   全員賛成でありますので、議案第60号・農地法第4条の規定による許可申請については、整理番号2番から4番までを許可とすることに決定いたします。

                          次に、議案第61号・農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号1番から41番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

深澤副主幹           ◇(議案書・順次、地目、面積、契約内容、転用目的を朗読、説明)

                          整理番号1番については、先月保留になりました案件ですが、今月持ち越されています。計画変更・見直しをする予定で、本申請に対する取下願が10月5日に提出され、来月、取下げの審議をしていただく予定で、今月は、保留として、ご審議をお願いします。整理番号11番は、開発手続き未了のため・保留として、ご審議をお願いします。整理番号19番は、一筆につきまして、市街化調整区域と市街化区域が混在している農地ですが、全体を許可の申請として審議をしていただきます。整理番号32番と33番は、一体利用です。

                          以上、整理番号2番から10番まで、12番から41番までについては、農地法第5条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

議 長                   なお、整理番号21番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。

23番委員  
(3班班長)           整理番号5条の21番、現地・面接調査案内図は21ページから27ページをご覧ください。申請地は、旧ドイツ村、現在の林牧場から東へ約360m、サンデンフォレスト赤城事業所から北北西約1.3kmに位置し、周囲を畑や山林、別荘地に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第2種農地であります。面接には譲受法人の代表者と代理人が来られました。現在はオートキャンプ場を営んでいます。事業拡張のため、申請地を譲り受けたく申請しました。現在のキャンプ場は、代表者の母親が20年前から、8年前から代表者本人が、また2年前に法人化しました。従業員は5人、アルバイト6人です。施設は、サイト60区画、コテージ20棟、計350人を収容、年間利用者数は2万人です。利用料は、サイトは6,000円から、コテージは12,000円から、その他飲食営業(食堂)、バーベキュー利用のみ又加工品販売も行っています。今回の申請地のオープン予定は、来年4月です。サイト30区画のみで、100人収容、利用料は5,000円から、従業員3人、アルバイト数人で行う予定です。需要は、昨年と比べて増えている傾向にあります。申請地は周辺に別荘地があり、周辺の家に話をしましたが、反対者はいませんでした。夜は10時に消灯し、マナーを徹底したいとのことです。案内図のゴミ処分場と記載されている所は、一時的に保管する場所です。雨水処理は自然浸透ですが、雨水処理スペースと記載されている所は、大雨の時のものです。火の始末は、従業員が完全に見回りをして処理をします。調査班としては、周囲の反対もなく、経験豊富等の諸事情を考え、許可相当と判断いたしました。

議 長                   以上で事務局の説明及び調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

                          ◇(意見、質問等なし)

議 長                   ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番、11番を保留とし、整理番号2番から10番まで、12番から14番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

                          ◇(挙 手)

議 長

賛成多数でありますので、議案書61号・農地法第5条の規定による許可申請については、整理番号1番、11番を保留とし、整理番号2番から10番まで、12番から41番までを、許可とすることに決定いたします。

なお、3,000㎡を超える許可処分については群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴いて、意見が「異存なし」と答申のあったものについて、会長専決により許可書を交付することになりますので、ご承知おきます。

次に、協議事項（1）、農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会への意見聴取について、協議をお願いします。事務局の説明を求めます。

田所主事

◇（資料説明：農政課 農業政策係）

令和2年4月分の農振除外の案件は、10月下旬までに中部農業事務所との下相談を終了し、通知につきましては、県との法定協議が終了後、来年の1月中旬を予定しています。

議 長

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

議 長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会への意見聴取について、原案を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙 手）

議 長

全員賛成でありますので、協議事項（1）、農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会への意見聴取については、原案を承認とすることに決定いたします。

次に、協議事項（2）、令和2年度農用地利用配分計画（案）について、協議をお願いします。事務局の説明を求めます。

内田副主幹

◇（資料説明）

議 長

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

議 長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。令和2年度農用地利用配分計画（案）について、原案を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙 手）

議 長

全員賛成でありますので、協議事項（2）、令和2年度農用地利用配分計画（案）については、原案を承認といたします。

次に、協議事項（3）、農地法第3条の規定による下限面積（別段の面積）の設定について、協議をお願いします。事務局の説明を求めます。

小池主事

◇（資料説明）

前橋市では、平成30年第10回農業委員会総会にて、農地法第3条第2項第5号に係る別段の下限面積を前橋市内の区域全部について、一律40アールとすることを決定しております。別段面積については、前橋市は昨年度末の遊休農地率が4.3%と低いため、別段面積は設定しない方針です。前橋市農業委員会としては、引き続き、40アールを下限の面積とすることとしてよろしいでしょうか。

議 長

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

18番委員

平成30年に、50アールから40アールに変更になりましたが、その結果、目に見える大きな変化がありましたか。

議 長

特にないのではないのでしょうか。

18番委員

市民から、30アール又はそれ以下に引き下げろという強い要望が事務局に寄せら

れていますか。

本間局長  
議 長

ありません。

その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。農地法第3条の規定による下限面積（別段の面積）の設定については、引き続き、市内全域を40アールとすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙 手）

議 長

全員賛成でありますので、協議事項（3）、農地法第3条の規定による下限面積（別段の面積）の設定については、引き続き、市内全域を40アールとすることに決定いたします。

次に、24ページから35ページまでの報告事項ですが、報告事項（1）から（4）までの内容は、

（1）法第3条の届出書の受理状況	3件
（2）法第4条の届出書の受理状況	2件
（3）法第5条の届出書の受理状況	19件
（4）法第18条第6項の規定による通知書の交付状況	16件

報告事項（5）は、9月総会において許可とした法第5条の農地転用5件については、群馬県農業委員会ネットワーク機構からの意見が「異存なし」との答申でありましたので、会長専決により許可書を交付しておりますので、後ほどご覧ください。

議 長

以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、総会を閉会といたします。

（閉会午後2時50分）

顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年10月7日

議 長

署名人

署名人